

市長の行為に対して政治倫理基準に違反するとして調査請求がされた事例

下記の事例は、審査結果が市公式ホームページ(令和4年7月15日)および広報とみおか(令和4年8月号)で公表されたものである。

	諮問	報告年月日	都道府県	自治体名	諮問事項	諮問に対する答申
1	令和4年5月27日	令和4年7月12日	群馬県	富岡市	学校法人榎本学園に補助金を交付する行為が富岡市長等政治倫理条例第3条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第15条第1項違反となるか。	富岡市長等政治倫理条例第3条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第15条第1項違反とはならない。 ・放課後児童クラブ施設整備補助金は、子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱に基づいて交付するものであり、市長として有利な取り計らいをする余地は無い。 ・当該補助金の交付は、法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約であるから、総務省通知により地方自治法第142条で禁止されている請負に当たるものではないと解される。条例第3条第1項第4号に規定する契約は、市と営利的な関係に当たる契約を列記しており、当該補助金交付はそれに当たらないと解される。条例第15条第1項の市長等、その配偶者及び1親等の親族が辞退すべき契約にも当たらないと解される。 ・上記の理由から、学校法人榎本学園へ当該補助金を交付する行為は、正当であると認められ、条例第3条第1項第1号の不正の疑惑を持たれるおそれのある行為に当たらないと考える。
2	令和4年6月15日	令和4年7月12日			学校法人榎本学園学童クラブと本市との間で、放課後児童健全育成事業委託契約を締結する行為が、富岡市長等政治倫理条例第3条第1項第1号及び第4号並びに第15条第1項違反となるか。	富岡市長等政治倫理条例第3条第1項第1号及び第4号並びに第15条第1項違反とはならない。 ・放課後児童健全育成事業の委託料は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、国、県及び市町村がそれぞれ負担するものである。また、当該委託契約は、法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約であるから、諮問1の条例第3条第1項第4号と同様の解釈により、同号の契約に当たらないと解され、条例第15条第1項の市長等、その配偶者及び1親等の親族が辞退すべき契約にも当たらないと解される。 よって、榎本学園学童クラブと放課後児童健全育成事業委託契約を締結する行為は、正当な行為であり、条例第3条第1項第1号の不正の疑惑を持たれるおそれのある行為にも当たらないと考える。